

令和2年度 夏の交通事故防止運動 神戸市実施要綱

〔目的〕

この運動は、ひょうご交通安全憲章の理念に基づき、市民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることに加え、市民一人ひとりが道路交通環境の改善に向けた取組を進めることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

〔期間〕

令和2年7月15日(水)から7月24日(金)までの10日間

7月15日「交通安全意識を高める日」、「高齢者交通安全の日」及び「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」

〔運動重点〕

1. 子供と高齢者の安全な通行の確保

通学児童・生徒が被害者となる事故が発生していること、また交通事故死者数の4割が高齢者であることから、子供とその保護者及び高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導等を行い、また、広く市民に対し以下の事項を普及啓発・促進し、子供と高齢者の安全な通行を確保する。

(1) 子供の交通事故防止

- ① 通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ② 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進
- ③ 大型の電動乳母車の交通ルールとマナー

(2) 高齢者の交通事故防止

- ① 加齢等による身体機能の変化への的確な認識と安全行動の必要性
- ② 安全な横断方法（特に左方向から進行してくる車両への注意）
- ③ 電動車いすの交通ルールとマナー

(3) 共通の項目

- ① 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の交通ルールの順守
- ② 子供と高齢者の交通事故の特徴を踏まえた交通安全教育等の実施
- ③ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の推進

- ④ スマートフォン操作等のながら行為の危険性の周知

2. 高齢運転者等の交通事故防止

高齢運転者による重大交通事故が発生していることから、高齢者による交通事故の特徴を踏まえつつ、以下の事項を普及啓発・促進し、高齢運転者等に係る交通事故防止を図る。

- (1) 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- (2) 横断歩道手前での減速義務と停止義務等の遵守による歩行者保護の徹底
- (3) 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と昨年12月に施行された「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての指導・啓発
- (4) 暗い道で対向車や先行車がない場合はハイビームを活用
- (5) 早めのライト点灯（7月点灯推奨時間：午後5時）
- (6) 加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- (7) セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及
- (8) 国のサポカー補助金及び県市の高齢運転者交通事故防止対策事業の周知
- (9) 運転支援機能の限界や注意点等正しい知識の周知
- (10) 運転免許証の自主返納制度と返納者への支援措置
- (11) 運転適性相談窓口の周知
- (12) 高齢者の運転に関する家庭内での話し合い
- (13) 高齢運転者標識（70歳以上の運転者が掲示する高齢者マーク）の使用

3. 自転車の交通安全

自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上のために、以下の事項を普及啓発・促進し、自転車の交通安全を図る。

- (1) 「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）
 - ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - ア 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - イ 夜間はライトを点灯
 - ウ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- (2) 傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性

- (3) 幼児用座席シートベルトの着用及び幼児二人同乗用自転車の安全利用
- (4) 県条例で義務化された自転車損害賠償保険等の加入
- (5) 自転車道、自転車専用通行帯等における走行ルール
- (6) 自転車の点検整備
- (7) 反射材用品等の活用
- (8) ヘルメットの着用
- (9) 自転車運転者講習制度

4. 飲酒運転等の危険運転の根絶

重大交通事故の原因となる飲酒運転やいわゆる「あおり運転」等の悪質・危険な運転による悲惨な交通事故が後を絶たないことから、運転者の規範意識の高揚と飲酒運転を許さない環境づくりのため、以下の事項を普及啓発・促進し、飲酒運転等による事故の根絶を図る。

- (1) 交通事故被害者等の声などを通じた事故の悲惨さ
- (2) 飲酒運転・いわゆる「あおり運転」等を許さない環境づくりの必要性
- (3) 思いやり・ゆずり合いの安全運転
- (4) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止
- (5) 自動車運送事業者等の点呼時のアルコール検知器の使用
- (6) 飲酒運転追放「三ない運動」
 - ① 酒を飲んだら車を運転しない
 - ② 運転する時は酒を飲まない
 - ③ 運転する人には酒を飲ませない
- (7) ハンドルキーパー運動

5. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

後部座席シートベルト着用率やチャイルドシート使用率がいまだに低調であることから、以下の事項を普及啓発・促進し、その着用・使用による事故発生時の被害の防止・軽減を図る。

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務
- (2) シートベルトとチャイルドシートの効果及び正しい着用、使用方法
- (3) 高速乗合バス及び貸切バスの全ての座席におけるシートベルト着用の必要性